

人口減少・少子高齢化社会の本格化と公的年金の機能を踏まえたファイナンシャル・ウェルビーイングを高める金融業のあり方について

大妻女子大学短期大学部家政科教授 玉木 伸介



～要旨～

加齢に伴う認知機能の低下と高齢者に対する金融サービスの提供という角度から、ミクロ的な観点及びマクロ的なあるいは社会全体の資金循環に関わる観点について検討する。

ミクロ的な観点については、金融機関は金融サービス提供法の「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」という規定を踏まえる必要がある。その中で、顧客に寄り添った利用者サービスの提供や社会保険の活用に関わる金融面のライフプランニング上の助言が要請される。

マクロ的な観点については、社会全体の資金循環の観点から、若年層の資産「形成」と高齢者の資産「取り崩し」をつなぐ金融サービスの提供が求められる。

人々の生涯を通じたファイナンシャル・ウェルビーイングを高めていくうえで、加齢による認知機能の低下をはじめから織り込んだ金融商品の開発など、イノベーションも求められるだろう。

1 はじめに

人口減少と少子高齢化は、我が国社会に様々な課題を突き付ける。それらの課題のうち、公的年金の持続可能性のように、非常に大きな注目を浴びるものがある一方で、加齢に伴う認知機能の低下と高齢者に対する金融サービスの提供との関係は、人々の日々の生活に直結し、非常に大きな問題を内包してはいるものの、国政選挙の大きな争点になるような派手さはない。人々の関心はまだら模様である。

人間は必ず死ぬし、近年の医療の進歩によって老衰による死を迎えるまで生きられる人は増えている。そういう方々は、何年もの時間をかけて、

ゆっくりと生命を維持する機能が低下していく。

人生最後の瞬間までクオリティ・オブ・ライフの高い時間を過ごしていただける社会にするには、どういう条件が必要か。一つは、医療や介護が有機的な地域包括ケアとして機能していることであろう。他にも様々な条件がある中で、認知機能が低下した高齢者のための金融サービス提供体制の構築は、わが国の金融業が本腰を入れて取り組むべき課題である。

そもそも認知症の有病率というのはどの程度なのであろうか。地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの資料¹⁾によれば以下のとおりである。

図表 1 認知症有病率（男女別、年齢階級別）

年齢階級	男	女
65-69	0.028	0.038
70-74	0.049	0.039
75-79	0.117	0.144
80-84	0.168	0.242
85-89	0.350	0.439
90-94	0.490	0.651
95+	0.506	0.837

図表 1 を見ると、有病率は加齢とともに上昇し、75 歳以降では女性の方が男性より高く、また、80 代後半では 3 人に 1 人を超える。

全人口に占める 85 歳以上の比率²⁾は、1950 年には 0.1% に過ぎなかったが、その後大きく上昇した。それでも半世紀後の 2000 年にはまだ 1.8% だった。しかし、近年、上昇テンポは大きく高まり、2020 年には 4.9% に達した。2022 年は 5.6% で、今後は、2040 年に 8.8%、2070 年には 12.9% に達すると予測されている。

わずか 15 年後の 2040 年には、国民の 11 人に 1 人弱が 85 歳以上であって、多くの方が、認知機能が既に低している、あるいはこれから低下するという不安にさらされている社会が来る。こういう社会で求められる金融仲介とは、どのようなものだろうか。

以下、高齢者に焦点を当てたミクロ的な観点及びマクロ的なあるいは社会全体の資金循環に関わる観点を提示したい。

2 ミクロ的な観点・・・高齢者の家計をめぐって金融業に期待される機能

人々の暮らしは、決済、貯蓄・投資、保険などの金融サービス抜きでは成り立たない。金融サービスの提供とは、多くの場合、顧客と金融

機関の間での金融取引として行われ、私人間の契約に基づく行為である。

ところが、高齢者の場合には、認知機能の低下等によって、金融サービスにかかる契約が想定する行動をしばしばとれなくなる。例えば、通帳の所在も暗証番号も分からないために日々の生活資金にこと欠き、健康を保てるような生活に支障をきたすなどということになったら、一大事である。この障害を乗り越えて行くのはどうすれば良いかという問題意識から、「金融ジェロントロジー（老年学）」という研究分野が成立するに至っている。

金融機関が、業としてこの問題に取り組むにあたって、どういう切り口があるだろうか。

(1) 顧客等の最善の利益の勘案

2023 年の法改正（2024 年 6 月施行）によって、金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金融サービス提供法」）第 2 条第 1 項に、「金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、・・・顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。」と定められた。

顧客本位の業務運営は従来から金融機関に求められてきたが、この法改正によって、「顧客等

の最善の利益を勘案」及び「誠実かつ公正」が法律のレベルで明示的に求められることとなった。

この定めは、今後の金融業の基本的な哲学の一部を構成するものとなるだろう。ここで重要なことは、最善の利益の具体的な内容が顧客の属性によって異なることである。高齢顧客の最善の利益を勘案するには、顧客のライフプランニングの視点が欠かせない。この視点なくして次項の「顧客に寄り添った利用者サービス」は提供し得ない。

(2) 顧客に寄り添った利用者サービス

法律のレベルで(1)のような展開があった一方で、金融庁の行政のレベルでも、近年、各事務年度の「金融行政方針」において「顧客に寄り添った利用者サービス」の項目が置かれている。「認知判断能力が低下した顧客の取引を親族や高齢者等終身サポート事業者等が代理する場合における対応等について、利用者利便の向上とトラブル防止の観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体と対話を行い、さらなる取組を支援する」³⁾などと打ち出されている。

具体的な施策としては、既に後見制度支援預貯金や同信託の制度が動きだしている。この制度を利用すると、高齢顧客(被後見人)の財産の多くを後見制度支援預貯金や同信託に入れ、その引き出し等は家庭裁判所の指示書に基づくこととする(後見人による不祥事は防ぎやすくなる)一方、高齢顧客の日常生活に要する資金の高齢顧客名義の口座への定期送金がスムーズに行えるようになる⁴⁾。

ただ、高齢者のニーズはきわめて多様である。日常の買い物、医療などから死後の葬送、電気などの公共料金の支払い、携帯電話の解約などに至るまで、到底、金融業の間口に収まるものでは

ない。

従って、金融機関においても、地域の自治体や医療機関、高齢者等終身サポート事業者等との連携は半ば必然である。政府は令和6年6月に「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」⁵⁾を制定したが、この事業は高齢者の生活全般にかかわるものであるから、ガイドラインも内閣府孤独・孤立対策推進室、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省の8官庁が共同で定めたものである。

こうした業務は、正に地域密着であり、以下の2点には特に留意が必要だろう。

第一に、高齢顧客は他の顧客以上に情報弱者であって、上述の金融サービス提供法第2条第1項の「誠実かつ公正」が特に重要となることだ。多くの金融取引において、金融機関は顧客に対して情報優位にあって、だからこそ顧客本位の業務遂行が金融当局から明示的に要請される。顧客本位を実態あらしめるために、情報開示や説明義務が論じられるが、認知機能が低下した高齢顧客の場合には、情報開示や説明は「誠実かつ公正」にあまり大きな貢献をしない。

第二に、高齢顧客を積極的に「守る」という姿勢を示すか否かが、地域における金融機関への信認を左右し得ることだ。「守る」ための行動の典型は、高齢者が巻き込まれることの多い特殊詐欺防止のための金融機関の店頭での顧客への声掛けなどにみられる。特殊詐欺以外でも、認知機能が低下した高齢者を食い物にしようとするたくらみは後を絶たない。認知機能が低下した高齢者を地域全体で守る、というのが世の中の方向性だ。金融のルートから高齢者が食い物にされるのを防ぐことに関し、金融業において創意工夫が求められるだろう。

(3) 社会保険の活用に関わる金融面のライフプランニング上の助言

本格的な少子高齢化社会においては、人生の最後の数年間の生活の安定を視野に入れたライフプランニングが必要になる。このライフプランニングの成否は、社会保険、特に公的年金制度をうまく使うか否かが一つの分岐点だ。

金融機関には、地域社会の他の組織には乏しい高度の金融リテラシーが蓄積されている。高齢顧客の生活の安定のためには、自助（個人の貯蓄や私的年金）と公的年金による支えを効率よく組み合わせねばならず、個々人が合理的な判断をするような環境整備においては、金融機関の知的支援に期待がかかる。

60歳前後になって引退及び年金生活入りの時期について考えている人がいるとしよう。こういう人は、しばしば、将来起こり得る事態の意味を軽視しがちだ。軽視されがちな事柄の例を二つあげよう。

第一は、多くの現役世代にとっては思いの外、余生が長いことだ。65歳時点の平均余命（2022年）は男性で19.44年、女性で24.30年だ。75歳時点（同）でも、男性で12.04年、女性で15.67年だ。女性の場合、75歳までご健在であれば、平均的に90歳に達するまで生きるということであり、かなりの方がさらに長生きする。夫が先に亡くなって、高齢単身女性になることも多いだろう。90代を含むこれだけ長い期間を、勤労による収入がない中で、経済的な不安なく暮らすことが容易であるはずがないことを、人々が十分認識することが必要だ。

第二は、引退したとしても経済的な変動から逃れることはできないことだ。特にインフレである。引退後はもはや勤労しないのであるから、不況・失業の生活への影響は現役期ほどではないだろう。しかし、インフレは違う。勤労してい

れば、インフレは賃金上昇をもたらすから、現役世代は部分的にせよインフレ耐性を持ち得る。しかし、高齢者になると賃金収入がないのだから、インフレに連動して価値が増すような資産を保有している場合などを除けば、インフレ耐性が弱まってしまうのである。

3 マクロ的なあるいは社会全体の資金循環に関わる観点・・・若年層の資産「形成」と高齢者の資産「取り崩し」をつなぐ金融業

近年、現役世代の老後資産形成を支援する大胆な税制上の優遇施策が導入、拡充されている。2014年にNISAが始まった。2024年からは新NISAが始まり、枠も大きく拡充された。2001年に始まった個人型確定拠出年金は2016年にiDeCoという愛称を付されて知名度が高まり、対象範囲の拡大などとともに普及に弾みがついた。

今や、NISAとiDeCoがごく普通の現役世代の普段の生活に根付き始めるなど、リテール金融の現場では、老後資産形成という意識を明確に持つ現役世代顧客と接することが全くの日常であろう。こういうことと、我が国の金融仲介の基本的な流れとはどのような関係にあるのだろうか。

(1) 現役世代の老後資産形成の裏側にあるもの

現役世代が老後資産形成を金融資産の蓄積として行う⁶⁾とき、その裏側には何があるのだろうか。

現役世代の資金運用ニーズが充足されるには、どこかに資金調達ニーズがなければならない。2つのニーズが結び付くと、資金循環が起きる。

一つの結びつけ方は、資金を調達したい企業が株式や社債を発行（＝資金調達ニーズを充足）し、現役世代はこれを購入する（＝資金運用ニーズを充足）というものだ（直接金融と呼ぶことが

ある)。

別のやり方は、銀行などが預金等によって現役世代から資金を受け入れ(=資金運用ニーズを充足)、銀行などが受け入れた資金で企業等に融資する(=資金調達ニーズを充足)というものだ(間接金融と呼ぶことがある)。

どちらの結び付け方にせよ、調達された資金で行う経済活動の結果が、世の中に残る。その具体的内容は、そのときの経済社会の情勢次第だ。現役世代の貯蓄がどこに流れるか(どのような経済活動をファイナンスするか)で、経済の観点からの国のかたちが決まっていく。

では、資金循環は、時代とともにどう変わっていくのだろうか。我が国が第二次大戦後の廃墟の中から復興し経済大国へと歩んでいた昭和の高度成長期の資金循環(昭和レジーム)と、少子高齢化が顕著になってきた令和の資金循環(令和レジーム)を例にとり、比較してみよう。

(昭和レジーム)

約半世紀前の高度成長期の日本では、人口が増えるとともに、工場設備や道路・港湾などのインフラ、住宅などの固定資産のストックが増加した。これは社会全体の貯蓄が、固定資産ストックが増えるような投資に充当されたということをも意味する。

当時の貯蓄主体(資金余剰主体)は主に家計であり、投資主体(資金不足主体)は企業であった。政府部門はどうであったかと言えば、昭和30年代の政府の財政は均衡していたし、昭和40年代の財政は小幅の赤字であった⁷⁾。高度成長真っ盛りの時期において、国債の資金循環における存在は小さかったのである。

昭和レジームにおいては、現役世代が貯蓄として銀行に預金を持つと、銀行は企業に設備資金を融資し、現役世代の預金と企業の設備とい

う固定資産ストックが、同時並行的に増加した。家計、銀行及び企業のバランスシートが一斉に拡大するような資金循環構造であり、これが、当時の我が国経済の成長の金融面の基本パターンであった。

こういう状況での金融業の付加価値の源泉が何であったのかと言えば、現役世代に流動性が高い貯蓄手段を提供しつつ、融資先の企業の成長性や融資対象の投資の成否に関する目利きの能力を発揮すること(金融論の教科書では情報生産と呼ぶことがある)であった。目利き能力が高ければ、国民の貯蓄がより成長する事業に向かうことで、わが国経済全体の成長を効率化するというメカニズムがあった。

(令和レジーム)

令和の日本で、資本ストックが増えない(一定水準で推移する)経済が定着するとしよう。この時、企業は減価償却で維持・更新投資を賄い、それ以上の資金を調達しようとししない。従って、企業部門総体としては資金不足主体ではない。

他方、現役世代は老後資産形成のために貯蓄手段・運用対象を求めるが、企業部門は資金調達ニーズが乏しいから、貯蓄手段・運用対象が提供されない。これでは経済のバランスが取れない。資金不足主体がいなければならない。それは政府と高齢者だ。

政府は財政赤字に見合う国債を発行し、現役世代が購入して老後資産とする。これで、資金循環の一つの流れができる。

他方、高齢者はどうか。現役世代は可処分所得を減らして年金保険料を払い、これが高齢者に給付される(賦課方式である)が、これは金融取引ではない。現役期に老後資産を形成した高齢者は、蓄積した金融資産を手放す(取り崩す)ことで年金給付相当以上の消費を行ないつ

つ、現役世代に貯蓄手段・運用対象を提供する。高齢者が老後資産を取り崩すことと現役世代がこれを取得する（老後資産を形成する）ことが対になって、令和レジームの資金循環がもう一つ成立する。

資本ストックが増加する昭和レジームでは、企業によるフローの投資という有効需要が、家計による貯蓄と組み合わさって、経済のバランスがとれていた。これに対し、資本ストックが増えない令和レジームでは、高齢者によるフローの消費という有効需要が現役世代の貯蓄と組み合わせられるという、別のバランスになっていく⁸⁾。こういう経済バランスを金融面から支える資金循環が必要なのである。

(2) 若年層の資産「形成」と高齢者の「資産取り崩し」をつなぐ金融業

資本ストックが増えていく環境下での金融業の付加価値の源泉は、目利き・情報生産によるところが大きかった⁹⁾。これに対し、資本ストックが増えない環境下での資金循環構造における金融業の存在意義は何だろうか。

もとより、資本ストックが増えない経済で企業部門が資金を求めないというのは、企業部門全体としてのことであって、個別に見ていけば、資金不足の主体（事業拡張のために資産を増やす成長分野の企業など）はたくさん存在するはずだ。従って、金融業による目利きや情報生産が不要になるということは全くない。むしろ、新たな環境の下で、金融業に求められる機能が追加されるといった方がいいだろう。

どういう機能が新たに求められるだろうか。

想定される資金循環は、資金の出し手は、NISA や iDeCo をも使いながら老後資産を形成する若年層、資金の取り手は老後資産を取り崩す高齢者というものだ。こういう資金循環にお

いて、金融機関は、若年層に老後資産「形成」サービスを、高齢者に資産「取り崩し」サービスを、それぞれ提供することとなる。

ここで非常に重要なことは、現役世代はやがて高齢者になるということだ。人は時間の経過によって資金循環構造の中での立場が、資金の出し手から受け手へと変わるのである。金融業は、同じ人に対して、資産形成サービスを一定期間提供した後に取り崩しサービスを提供する。両方のサービス提供の結果として、その人の生涯を通じたファイナンシャル・ウェルビーイングが極大化されるべきだ。

NISA も iDeCo も、老後資産形成を視野に入れた税制優遇だ。税制優遇のインパクトは強い。特に iDeCo は掛け金が所得控除になるから、限界税率（所得税及び住民税）に相当する補助金が出るようなものだ。これほどまでの税制優遇を施すからには、国民の生涯を通じたファイナンシャル・ウェルビーイングの十分な向上につなげねばならない。その際、どういう点に留意が必要だろうか。

(3) 生涯を通じたファイナンシャル・ウェルビーイング

我が国のように現役世代から高齢者へという世代間の移転を本質とする社会保険制度（特に公的年金）が高度に発達している社会では、生涯を通じたファイナンシャル・ウェルビーイングの向上は、社会保険制度が個人の生活に何をもたらすかについての理解が前提となる。近年、公的年金の給付は、約4千万人（国民3人に1人）に対して年に50数兆円に達し、国全体の個人消費（除く持ち家の帰属家賃）のおよそ2割に相当する。これだけのボリュームがある公的年金の特質を理解することなく、人生の最終局面を見据えつつ合理的に資産の取り崩しを行うことは

困難である。

では、公的年金給付の特質として何を念頭に置けばいいだろうか¹⁰⁾。

第一は、公的年金が長生きリスクに対処するための保険であるということだ。長生きリスクとは、長生きして老後の蓄えが尽きて貧困に陥るリスクだ。さらに、長生きするほど、認知機能が低下して自活することの困難が増す（長生きリスクが増幅される）ことも忘れてはならない。

公的年金が長生きリスクに対する保険になるのは、終身給付だからだ。終身給付の公的年金がない社会では、人生の最後の数年間で貧困に陥るリスクが高まる。ひどい貧困に陥った高齢者を社会として放置しないとすれば、生活保護などの公的扶助の負担が高まるなど、ストレスの多い社会になってしまう。公的扶助は、当該高齢者にとって精神的に受け入れがたいステイグマを伴うことがあるし、それを賄うための財政的負担も増す。こういう問題を摩擦少なく回避する方策として、公的年金は機能している。

第二は、公的年金の受給開始時点は60歳から75歳までの15年間の枠の中で、個々人の選択に委ねられ、また、どの時点で受給を開始しても生涯の平均的な受給総額が大きくは変わらないように設計してあることだ。「長く薄い給付」と「短く厚い給付」の間の選択が可能なのである。65歳時点の年金額を100とすると、60歳で受給を開始したら76の水準、75歳まで繰り下げれば184の水準の給付が生涯続く。この間での選択を個々人で行う仕組みになっている。

従って、自分の就労に関する意思決定（何歳まで勤労するか、など）に際して、生涯の受給総額にマイナスの影響があるのではという心配をする必要はあまりない。これを、公的年金が労働供給に対して中立的と評することがある。

ただし、在職老齢年金という制度があって、在職中に受給する場合には、年金給付の報酬比例部分と賃金（賞与込みの年収の12分の1）の合計が一定水準を超えると、超えた額の半分だけ、給付がカットされる。この制度は、年金制度の労働供給に対する中立性を損なう。理論的には望ましいものではない。

第三は、もはや勤労をやめて賃金収入がなくなった高齢者はインフレ耐性が弱まっているところ、公的年金の給付は基本的に物価に連動する¹¹⁾ことだ。換言すれば、公的年金給付のウェイトが高い生活はインフレ耐性が強いのである。

この点は、上述の受給開始時期の選択において、考慮すべきものだ。資産の種類によってインフレ耐性の強弱はあるが、高い確率で個人がインフレに負けない運用ができる余地はごく限られている。インフレ率が上昇すれば金利も上昇しがちになるが、金利に反映されるのは予想されたインフレ（期待インフレ率）であるから、予想外のインフレが生じたら固定金利債券などの資産の価値を維持することは難しい。

そうであれば、将来のインフレで価値が毀損するかもしれない老後資産は早めに取崩して生活費に充て、受給開始を例えば75歳まで遅らせるという選択肢が浮上する。75歳以降にインフレとの連動性が確保された（＝インフレ耐性が強い）収入源をより大きくしておくことは、勤労できないばかりか認知機能も低下した、人生で最も弱くなった自分に対する支えを強化することにつながる。これは、ファイナンシャル・ウェルビーイング向上の一つの手法だろう。

4 「顧客等の最善の利益を勘案」しつつ行う「誠実かつ公正」な業務の意味

ファイナンシャル・ウェルビーイング向上の不可欠の要素の一つは、金融サービスを受ける

側（顧客）に「安心」がもたらされることである。高齢期の生活に関する安心のために政府が提供するのが公的年金などの社会保険であり、その存在は非常に大きい。

しかし、誰もが迎える人生の終盤における安心をより強固にするには、社会保険に加えた備えが求められる。従って、人々は、政府の提供する社会保険に加えて、金融業が提供するサービスを活用することとなる。ただ、これは社会保険と金融の両方の知見を必要するという点で、少なからず高難度の営みである。両方の知見を兼ね備えてはいないという意味ではほぼ誰もが情報弱者であり、この方々に対する強力な支援が必要だ。

この支援と金融業との関係について、どう考えたらいいのだろうか。この点に関する金融庁の考え方の一部は「保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正」（令和3年12月）¹²⁾。によく表れている。

改正では、監督指針の「Ⅱ－4－2－1 適正な保険募集管理態勢の確立（4）①」で、「公的保険を補完する民間保険」という位置づけが明確化された。同じく「Ⅱ－4－2－2 保険契約の募集上の留意点（3）①」では、顧客の意向把握・確認の方法に関し「顧客が、自らのライフプランや公的保険制度等を踏まえ」、「自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解」あるいは「公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行う」等が監督上の着眼点として明確化された。

人々の長生きリスクへの対処において、賦課方式の公的年金によるインフレ連動の終身給付の競争力は圧倒的だ。長生きリスクに関する限り、民間保険にできることは補完に止まる（民間にインフレ連動で終身の商品がどれほどあるのだろうか）。監督指針が言う「（顧客が）自ら

抱えるリスク」とは長生きリスクであろうし、それへの対処を、公的年金によるもの以上にするために民間の保険商品をいかに用いるか、保険業の側で知恵を絞らねばならない。

起きてほしくないことの一つは、俗にいう「不安ビジネス」の横行である。顧客との対話が、金融業からの「公的年金が破綻するかもしれませんよね」という不安感を刺激する問いかけから始まるとしたら、どうだろうか。これは安心の提供を志向するファイナンシャル・ウェルビーイングとは、明らかにベクトルの向きが異なる。

逆に起きてほしいことは、まず、人々が社会保険の効用を理解し、それを補うものとして、金融サービスを効率的に用いることだ。「効率的」には、長期分散投資の活用や投資信託の信託報酬その他のコスト抑制が含まれるだろう。その際、「顧客等の最善の利益を勘案」しつつ「誠実かつ公正」に業務を遂行する金融業が強く求められる。

「最善の利益」を見極めるには、顧客に働き方（いつまで、どの程度働くか、など）と将来の給付（安心につながる）との関係を明示しなければならない。この点、厚生労働省の情報提供努力（年金シミュレーターの提供開始等）や金融経済教育推進機構の今後の活動を、金融業の側が大いに利用すべきだ。

「最善の利益」を見極めたくて、「誠実かつ公正」という要請にどう対処するか。キーワードは、「包摂」と「寄り添う」だろう。もし、既存の金融商品では、包摂が不十分であるとか、寄り添うのにコストがかかりすぎるということであれば、金融商品のイノベーションが必要だろう。

預金その他の既存の金融商品は、原則として、顧客が契約主体としての行為能力を発揮することを前提としている。しかし、加齢による認知

機能の低下が予想されるならば、初めからそれを織り込んだ商品にすることも検討対象たりうるのではないか。もとより、顧客の認知機能の低下を認識してその契約上の地位を修正することには慎重を期する必要があるが、より高度の包摂の実現に向けた工夫の余地は皆無であろうか。

既存の枠組みの中で、金融機関が「丁寧な対応につとめる」ことや「寄り添う」ことで確保できる高齢顧客のファイナンシャル・ウェルビーイングに限界があるならば、踏み込んだ対応も必要になるだろう。

【注】

- 1) <https://www.tmg Hig.jp/research/topics/201703-3382/>。図表1のデータは、「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(厚生労働省科学研究費補助金認知症対策総合研究事業報告書<研究代表者 朝田隆、2013>)に基づく。
- 2) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」による。<https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2003.asp?chap=2>
- 3) 「2024 事務年度金融行政方針」p17。
- 4) 金融庁の金融ジェロントロジー関連施策については、2025年1月29日の「第2回 SIP 包摂的コミュニケーションプラットフォームシンポジウム」(<https://rcfg.keio.ac.jp/research/sip/2970/>)における同庁監督局木村総務課長によるプレゼンテーションで扱われている。
- 5) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_037/assets/consumer_policy_cms102_240618_01.pdf
- 6) 貴金属の保蔵などによる資産形成を一旦視野の外に置く。
- 7) 発行された国債も、日本銀行の成長通貨(経済

成長によって必要となる通貨)の供給のために日銀に買い取られ、既発債の流通市場はごく小規模であった。

- 8) やや理論的な整理については、「人生100年時代の年金制度」(法律文化社、2021年)の第6章「賦課方式公的年金における積立金運用と資金循環構造」(玉木伸介)参照。
- 9) 高度成長期は、臨時金利調整法によって、預貯金金利が均衡水準より低くなるよう規制されていた時代でもあったから、金融機関には規制によるレントも生じた。
- 10) ここでの議論は、2(3)で指摘したこと、すなわち、早く引退した場合の余生が長いこと及び引退したとしても経済的な変動(特にインフレ)から逃れることはできないことと、密接に関連する。
- 11) マクロ経済スライドの影響は除く。
- 12) <https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20211228/20211228.html>

たまき のぶすけ

1979年東京大学経済学部卒業後、日本銀行入行。企画局、情報サービス局広報課長等を経て、2001年、総合研究開発機構(NIRA)に出向、公的年金積立金の運用の研究に従事。2009年、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)出向。2011年4月より大妻女子大短期大学部教授。主な兼職に、社会保障審議会「年金部会」部会長代理、同「資金運用部会」委員、国家公務員共済組合連合会資産運用委員会委員、独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用委員会委員長、日本年金学会代表幹事など。

1983年、ロンドン大学ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカル・サイエンスにてMSc. in Economics(経済学修士)。

【主な著書等】

「年金2008年問題」(2004年、日本経済新聞社)、「Managing Public Pension Reserve Funds: The Case of the Government Pension Investment Fund (GPIF) of Japan」(International Journal of Pension Management, Vol. 5, Issue 2, Fall 2012)、「公的年金の積立方式に関する金融の観点からの検討」(「季刊社会保障研究」Vol. 49, No. 4, 2014)、「若者に伝えるべき公的年金保険の原理——彼らの将来の生活の視点から——」(2016年、一般社団法人日本経済調査協議会)がある。